

新型コロナウイルスの感染症対策における小・中学校の臨時休業について(No.2)

壱岐市教育委員会

令和2年3月4日現在

標記の件については、令和2年3月4日(水)から3月6日(金)までの3日間を、臨時休業としておりましたが、感染症予防のために小・中学校の臨時休業の取扱いを下記のように延長することとしました。

記

1 臨時休業措置期間について

- (1) 令和2年3月7日(土)～3月15日(日)までとする。
- (2) 3月16日(月)以降の対応は、3月12日(木)10時までに決定し、各学校等に連絡する。

2 その他

- (1) 令和2年3月3日現在の「新型コロナウイルスの感染症対策における小・中学校の臨時休業について」は、継続して取り組むこととする。